【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月12日
【会社名】	テクセンドフォトマスク株式会社
【英訳名】	Tekscend Photomask Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　CEO　二ノ宮　照雄
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目５番２号
【電話番号】	03-5418-3905(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員　CFO　糸雅　誠一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目５番２号
【電話番号】	03-5418-3905(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員　CFO　糸雅　誠一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　10,000,000,000円から30,000,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による国内売出し) ブックビルディング方式による売出し　未定 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し　未定 (注)　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額の見込額)です。なお、募集金額は今後提出される有価証券届出書の訂正届出書において変更される可能性があります。売出金額(引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出し)は未定です。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注)　上場承認前の株券の募集又は売出しの相手方について

当社は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)プライム市場への当社普通株式の新規上場を申請しておりますが、有価証券届出書提出時において取引所による新規上場の承認(以下「上場承認」という。)は行われておりません。上場承認前の株券の募集又は売出しは、当社普通株式に係る投資家の需要の状況に関する調査を行うことを目的とし、その相手方は機関投資家を中心に相対的に価格算定能力が高いと推定される投資家に限定されます。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月4日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部　証券情報　募集又は売出しに関する特別記載事項」に「7　当社指定販売先への売付け(親引け)について」を追加するため、また、有価証券届出書に添付しております「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部　証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

4　ロックアップについて

7　当社指定販売先への売付け(親引け)について

独立監査人の監査報告書

2025年3月31日、2024年3月31日及び2023年3月31日に終了する3連結会計年度に係る監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は______罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

4 ロックアップについて

(訂正前)

＜前略＞

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(訂正後)

＜前略＞

さらに、当社は、グローバル・オファリングに関連して、後記「7 当社指定販売先への売付け(親引け)について」に記載の親引け先であるQatar Holding LLCに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーターに対して差し入れるよう要請を行う予定です。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

7 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、海外引受会社に対し、前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式のうち、その一部を当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請する予定であります。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
Qatar Holding LLC	「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式のうち、取得金額8,000百万円に相当する株式数を上限	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

独立監査人の監査報告書

（訂正前）

＜前略＞

＜連結財務諸表監査＞

＜中略＞

・2023年３月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項

関連当事者との間の吸収分割取引に係る会計処理と開示の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記「６．企業結合」に記載のとおり、テクセンドフォトマスク株式会社は当連結会計年度(自 2022年４月１日　至 2023年３月31日)において、凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社、以下同様である。)及び凸版印刷株式会社の完全子会社である株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツ(現TOPPANエレクトロニクスプロダクツ株式会社、以下同様である。)のフォトマスク事業を吸収分割により無対価で承継した。当該吸収分割の結果、テクセンドフォトマスク株式会社は取得事業に係る資産88,160百万円及び負債5,673百万円を引き受けた。 本吸収分割は共通支配下における企業結合として、取得資産及び引受負債は継続的に、親会社の連結財務諸表に含まれる被取得企業の帳簿価額に基づき会計処理している。 当該吸収分割取引は、関連当事者との間の重要な企業結合であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、関連当事者との間の吸収分割取引に係る会計処理と開示が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、凸版印刷株式会社及び株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツとの間の吸収分割取引に係る会計処理と開示の妥当性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。 ・　当該取引の概要や事業上の合理性を理解するために、経営者に取引の目的、経緯等を質問し、関連する契約書を閲覧した。 ・　吸収分割の対象となった資産及び負債の内容について、吸収分割契約書等の関連証憑を閲覧した。 ・　承継した資産及び負債の範囲と、吸収分割契約書に定められた承継対象資産及び負債の範囲とを照合した。 ・　当該取引により取得した資産及び負債の金額を検討するため、重要な勘定残高について、立会、金融機関及び連結子会社への確認、関連証憑との照合を行った。 ・　企業結合等取引に適用される会計基準等を参照し、当該吸収分割取引に係る会計処理、企業結合注記及び関連当事者取引注記について検討した。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

＜連結財務諸表監査＞

＜中略＞

・2023年３月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項

関連当事者との間の吸収分割取引に係る会計処理と開示の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記「６．企業結合」に記載のとおり、テクセンドフォトマスク株式会社は当連結会計年度(自 2022年４月１日 至 2023年３月31日)において、凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社、親会社、以下同様である。)及び凸版印刷株式会社の完全子会社である株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツ(現TOPPANエレクトロニクスプロダクツ株式会社、以下同様である。)のフォトマスク事業を吸収分割により無対価で承継した。当該吸収分割の結果、テクセンドフォトマスク株式会社は取得事業に係る資産88,160百万円及び負債5,673百万円を引き受けた。 本吸収分割は共通支配下における企業結合として、取得資産及び引受負債は継続的に、親会社の連結財務諸表に含まれる被取得企業の帳簿価額に基づき会計処理している。 当該吸収分割取引は、関連当事者との間の重要な企業結合であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、関連当事者との間の吸収分割取引に係る会計処理と開示が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、凸版印刷株式会社及び株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツとの間の吸収分割取引に係る会計処理と開示の妥当性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 当該取引の概要や事業上の合理性を理解するために、経営者に取引の目的、経緯等を質問し、関連する契約書を閲覧した。 ・ 吸収分割の対象となった資産及び負債の内容について、吸収分割契約書等の関連証憑を閲覧した。 ・ 承継した資産及び負債の範囲と、吸収分割契約書に定められた承継対象資産及び負債の範囲とを照合した。 ・ 当該取引により取得した資産及び負債の金額を検討するため、重要な勘定残高について、立会、金融機関及び連結子会社への確認、関連証憑との照合を行った。 ・ 企業結合等取引に適用される会計基準等を参照し、当該吸収分割取引に係る会計処理、企業結合注記及び関連当事者取引注記について検討した。

＜後略＞